

様式第13号(第14条関係)

函 経 経
平成29年7月7日

株式会社ビックボイス
代表取締役 佐々木 治郎 様

函館市長 工 藤 壽 樹

I T技術者人材育成支援補助金確定通知書

平成29年6月8日付けで実績報告のあったI T技術者人材育成支援補助金(以下「本補助金」という。)について、要綱第14条の規定により次のとおり確定したので通知します。

記

- 1 交付決定額
金 897,600円
- 2 交付確定額
金 897,600円



様式第11号 (第13条関係)

補助金等実績報告書

平成29年6月8日

函館市長 工藤 壽樹 様

申請者 所在地 東京都町田市中町1丁目4番2号
企業名 株式会社 ビックボイス
代表者名 代表取締役 佐々木 治郎

IT技術者人材育成支援補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助年度	平成29年度	補助金等の名称	IT技術者人材育成支援補助金
補助事業等の名称	IT技術者人材育成事業		
補助事業等の施行場所	株式会社ビックボイス 函館道南R&Dセンター 函館市桔梗町379番地32		
着手年月日	平成29年4月3日	完了年月日	平成29年5月9日
補助事業等経費精算額 (研修等経費)	1,184,600 円		
補助事業等の交付決定額	897,600 円		
補助金等の受領額	897,600 円		
補助事業等の経過および内容	研修に対する補助を行うことで、研修の実施・雇用者の技能レベルの向上が図ることができる。		

(注) 経費助成分については、すべて消費税を除いた額で、千円未満を切り捨て千円単位で記入すること。

研修実績報告書

1 実施研修概要

研修等の名称	受講者数 (常用労働予定者数)	研修等の実施期間
██████████ ████████████████████	5 人 (█████ 人)	平成 29 年 4 月 3 日～平成 29 年 5 月 9 日
	(人)	年 月 日～ 年 月 日
	(人)	年 月 日～ 年 月 日
	(人)	年 月 日～ 年 月 日

(注) 「常用労働予定者数」は受講予定者数のうち常用労働予定者数を記載すること。

2 研修経費実績額

(単位：円)

研修等の名称	研修等経費 (上段：貸金助成分 下段：経費助成分)	補助対象経費 (経費助成 1/2)	
		1人当たり 経費	
████████████████████	137,600	137,600	137,600
████████████████████	128,930	64,465	64,465
████████████████████	57,600	57,600	57,600
████████████████████	53,864	26,932	26,932
████████████████████	137,600	137,600	137,600
████████████████████	128,929	64,465	64,465
████████████████████	140,800	140,800	140,800
████████████████████	131,795	65,897	65,897
████████████████████	138,000	138,000	138,000
████████████████████	129,503	64,751	64,751
合計	611,600	611,600	
	573,021	286,510	

202,065
87,532
202,065
106,497
202,738

※ 下段経費助成分は、合計の円未満の端数を切り上げ

※ 他の補助金の活用の有無

1,187,600

877,600

<input type="checkbox"/>	
--------------------------	--

3 実施研修

区 分	内 容 等			
研修等の名称	[Redacted]			
研修実施期間	平成 29 年 4 月 3 日～平成 29 年 5 月 9 日			
研修場所	株式会社ビックボイス 函館道南R&Dセンター 函館市桔梗町 379 番地 32			
研修実施機関	株式会社ビックボイス			
研修内容	[Redacted]			
研修受講者		所属・職	氏 名	雇用形態
	①	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	②	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	③	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	④	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	⑤	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

(注) 1に記載した研修ごとに個別に作成すること。

なお、常用労働者は、「雇用形態」欄に、○を付けること。